○ 警視庁遊撃特別警ら隊運営規程

平成 16 年 5 月 17 日 訓令甲第 18 号 存 続 期 間

〔沿革〕 平成 23年 12月 訓令甲第 19号改正

(目的)

第 1 条 この規程は、警視庁遊撃特別警ら隊(以下「遊撃特別警ら隊」という。)の運営について 必要な事項を定めることを目的とする。

(進枷)

第 2 条 遊撃特別警ら隊の運営については、別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところ による。

(任務)

第3条 遊撃特別警ら隊は、職務質問に精通した警察官による特命の警ら警戒活動により、街頭犯 罪、侵入犯罪等の予防検挙に当たることを任務とする。

(隊長の責務)

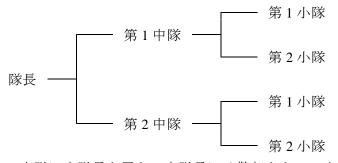
第 4 条 遊撃特別警ら隊の隊長(以下「隊長」という。)は、地域総務課長の命を受け、遊撃特別警ら隊の事務を掌理し、部下職員を指導監督するとともに、その適正かつ効果的な運営を図るものとする。

(担当区域)

第 5条 遊撃特別警ら隊の担当区域は、都内全域とする。

(編成)

第6条 遊撃特別警ら隊の編成は、次のとおりとする。



- 2 中隊に中隊長を置き、中隊長には警部をもって充てる。
- 3 小隊に小隊長を置き、小隊長には警部補をもって充てる。 (勤務制)
- 第7条 遊撃特別警ら隊の勤務制は、毎日制勤務とする。

(関係所属との連携)

- 第 8条 遊撃特別警ら隊は、関係所属と緊密な連携を保持し、任務の遂行に当たるものとする。 (派遣要請)
- 第 9 条 所属長は、遊撃特別警ら隊の派遣を必要とするときは、事件の概要、派遣要請の理由、派 遣人員及び派遣期間を明示して、地域部長(地域総務課機動警ら係経由)に要請するものとする。

- 2 遊撃特別警ら隊の隊員(以下「隊員」という。)は、前項の規定による要請に基づき、他の所属 に派遣された場合は、派遣先所属長の指揮下に入り、派遣目的に応じた活動を行うものとする。 (事案の引継ぎ)
- 第 10 条 隊員は、勤務中に取り扱った事案について、所轄警察署に迅速的確に引き継ぐものとする。

(隊員の心得)

- 第 11 条 隊員は、次の事項に留意し、任務の達成に努めるものとする。
 - (1) 隊員相互の融和及び関係所属との連絡協調
 - (2) 関係法令の研究及び職務質問技能の向上
 - (3) 車両及び装備資器材の点検整備の適正

(報告)

第 12 条 隊長は、毎月の活動状況等を地域部長に報告するものとする。ただし、重要特異なもの については、その都度、報告しなければならない。

(内規)

第 13 条 地域総務課長は、遊撃特別警ら隊の運営に関する必要な事項について、内規を定めるものとする。

附則

この訓令は、平成16年5月17日から施行する。